

弁理士に出願を 依頼したときの費用



弁理士に特許出願等を依頼したときの登録までに要する費用は、出願時、審査請求時(特許の場合)、拒絶理由通知書に対する応答時、登録料納付時、特許料(年金)納付時の各時点において、特許庁に納付する手数料(印紙代)と弁理士報酬があります。

印紙代

特許庁に納付する印紙代は、特許庁ホームページ(<http://www.jpo.go.jp/>)の「産業財産権関係料金一覧」を参照ください。

所定の要件に該当する者は、審査請求料、特許料が軽減、免除、または猶予される場合がありますので、特許庁ホームページの「特許料等の減免制度について」をご参照ください。



弁理士 報酬

弁理士に業務依頼する際には、弁理士から弁理士報酬について十分に説明を受けた上で、依頼者と弁理士との合意によって報酬額を決定するようにしてください。

日本弁理士会ホームページには、弁理士報酬のおおよそのところを知ってもらうために、特許事務所を営む弁理士に報酬額についてのアンケート調査を行い、その結果を掲載しておりますので、必要に応じて参考にしてください。

十分に説明を受け
双方の合意によって決定する
ことがポイントです!

費用は
いくらかかるでしょうか

特許出願時には
印紙代と弁理士報酬を
合わせて
合計〇〇円です。

内訳を
説明いたします。

